

# 揚貨設備規則

規則

## 2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 7 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議  
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認  
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

2007 年 2 月 1 日 規則第 7 号  
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2 章 試験及び検査

### 2.3 登録検査

#### 2.3.1 提出図面その他の書類

-3.(6)を削り，(7)を(6)と改める。

### 附 則

1. この規則は，2007 年 2 月 1 日から施行する。
2. 2006 年 9 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%\*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

\* 高速船については，1%を 3%に読み替える。